

令和7年

## 大東四條畷消防組合議会第2回定例会会議録

令和7年11月27日 開会

令和7年11月27日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和7年 大東四條畷消防組合議会第2回定例会会議録

目 次

第1日（令和7年11月27日）（木）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○事務局氏名	2
○本会議の会議事件	2
○開会	3
○日程第1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第2 会期決定について	3
○日程第3 報告第7号上程	4
理事者説明	4
採決	5
○日程第4 報告第8号上程	5
理事者説明	5
○日程第5 認定第1号上程	5
理事者説明	6
質疑	8
採決	15
○日程第6から日程第8 議案第8号から議案第10号上程	15
理事者説明	15
採決	16
○日程第9 議案第11号上程	16
理事者説明	16
質疑	17
採決	19
○日程第10 一般質問	19
○閉会	38

令和7年 大東四條畷消防組合議会第2回定例会（第1日）

令和7年11月27日（木）

○ 議 事 日 程

- |     |         |  |
|-----|---------|--|
| 第1  |         | 会議録署名議員の指名について                                   |
| 第2  |         | 会期決定について   |
| 第3  | 報告 第7号  | 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を<br>改正する条例に係る専決処分について |
| 第4  | 報告 第8号  | 訴えの提起に係る専決処分の報告について                              |
| 第5  | 認定 第1号  | 令和6年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について                     |
| 第6  | 議案 第8号  | 大東四條畷消防組合公平委員会委員の選任について                          |
| 第7  | 議案 第9号  | 大東四條畷消防組合公平委員会委員の選任について                          |
| 第8  | 議案 第10号 | 大東四條畷消防組合公平委員会委員の選任について                          |
| 第9  | 議案 第11号 | 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例に<br>ついて                |
| 第10 |         | 一般質問   |

- 本日の会議に付した事件  
日程第1から第10まで

○議員定数9名

出席議員9名

- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 1番 あずま 健太郎 | 4番 天野 一之 | 7番 大原 芳剛 |
| 2番 小南 いちお  | 5番 光城 敏雄 | 8番 坂本 勇基 |
| 3番 児玉 亮    | 6番 岸田 敦子 | 9番 吉田 裕彦 |

○説明者

- |         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 管理者     | 逢坂 伸子 | 総務課長   | 大西 卓也 |
| 副管理者    | 銭谷 翔  | 人事課長   | 堤 悟士  |
| 会計管理者   | 川口 克仁 | 予防課長   | 横田 博  |
| 消防長     | 瀧田 昭彦 | 予防課参事  | 中 和彦  |
| 消防次長    | 西岡 栄治 | 警防課参事  | 宮川 茂樹 |
| 大東消防署長  | 北口 昌宏 | 総務課長補佐 | 大塚 亮  |
| 四條畷消防署長 | 木村 真敏 | 人事課長補佐 | 春日 直樹 |
| 次長兼警防課長 | 河野 哲輝 |        |       |

○事務局

総務課上席主査 清親 勇亮      総務課上席主査 吉村 一樹      総務課 石田 和也

○本会議の会議事件

- ・大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
- ・訴えの提起に係る専決処分の報告について
- ・令和6年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について
- ・大東四條畷消防組合公平委員会委員の選任について
- ・大東四條畷消防組合公平委員会委員の選任について
- ・大東四條畷消防組合公平委員会委員の選任について
- ・大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について

## 【開会 13 時 30 分】

(吉田議長) これより、令和 7 年大東四條畷消防組合議会第 2 回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第 2 回定例会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(逢坂管理者) 議長

(吉田議長) 逢坂管理者どうぞ。

(逢坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和 7 年大東四條畷消防組合議会第 2 回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、専決処分の報告 2 件、令和 6 年度一般会計歳入歳出決算の認定、人事案件 3 件、条例の一部改正 1 件の合計 7 件でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしく願いいたします。

(吉田議長) ありがとうございます。

本日は、9 名全員のご出席をいただいております。議会は成立いたします。

この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

## 【日程第 1 会議録署名議員の指名について】

(吉田議長) 次に、日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 72 条の規定により、議長において議席番号 3 番 児玉 亮議員、7 番 大原 芳剛議員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

## 【日程第 2 会期決定について】

(吉田議長) 次に、日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本会議の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

### 【日程第3 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について】

(吉田議長) 次に、日程第3 報告第7号 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分についての件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(堤人事課長) 議長

(吉田議長) 堤人事課長どうぞ。

(堤人事課長) 報告第7号 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページと、議案説明資料の1ページをお開きください。

本案は、令和7年10月1日から地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関連する条例について早急に改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、本条例について令和7年9月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により組合議会へ報告し、ご承認をお願いするものでございます。

具体的な内容といたしましては、育児休業法の改正により、部分休業の新たな取得方法が追加されたことに伴い、1年につき請求することができる当該部分休業の時間の上限を定めるなど、必要な規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、令和7年10月1日としております。

ただし、大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例第22条第3項の改正規定にある条項ずれを是正する部分については、公布の日から施行としております。

以上が、本案の概要でございます。何とぞご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

(吉田議長) これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を、原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

**【賛成者挙手】**

挙手全員であります。

よって、報告第7号は原案のとおり承認されました。

**【日程第4 訴えの提起に係る専決処分の報告について】**

(吉田議長) 次に、日程第4 報告第8号 訴えの提起に係る専決処分の報告についての件を議題といたします。理事者に説明を求めます。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) 報告第8号 訴えの提起に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和6年5月7日大阪市北区東天満一丁目の交差点内で発生しました、救急車と乗用車の交通事故により、相手方は救急車に生じた損害を賠償する義務を負うも、度重なる催告にも関わらず支払及び協議等に応じないため、損害賠償請求事件に係る訴えの提起を、地方自治法第180条第1項の規定により令和7年7月10日に専決したため、同条第2項の規定により報告するものでございます。

訴訟物の価額は844万5千460円であり、請求の趣旨については消防組合と、一部支払いを立て替えている公益社団法人全国市有物件災害共済会に対する金員となっております。

以上でございます。

(吉田議長) 本件は、これをもって終了いたします。

**【日程第5 令和6年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について】**

(吉田議長) 次に、日程第5 認定第1号 令和6年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算の件を議題といたします。理事者に説明を求めます。

(大西総務課長) 議長

(吉田議長) 大西総務課長どうぞ。

(大西総務課長) 認定第1号 令和6年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算に対する監査委員の意見を付し、同条第5項の規定により、その他政令で定める書類等を併せて提出し、決算の認定をお願いするものでございます。

まずは決算の概要につきまして、主要な施策の成果説明書により、千円単位でご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

1.の各年度決算額等の推移でございます。

令和6年度一般会計の歳入総額は25億5千466万5千円、歳出総額は25億2千335万7千円で、歳入歳出差引は3千130万8千円の黒字となっております。

また、翌年度に繰越すべき財源として365万8千円があり、実質収支につきましては2千765万円の黒字となっております。

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支は1千299万9千円の赤字となっております。

次に、2.の各年度両市分担金の推移でございます。

分担金につきましては、当消防組規約第14条第2項に基づき、前年度普通交付税算定に用いられた消防費に係る基準財政需要額の総額に対する関係市ごとの構成割合となっております。

令和6年度の分担金の合計は20億8千641万円で、内訳は大東市が13億4千135万3千円、四條畷市が7億4千505万7千円でございます。

分担比率については大東市が64.29%、四條畷市が35.71%で、分担金の合計は、前年度と比較して1億7千631万2千円、9.2%の増加となっております。

次に、3ページ、3.の歳入歳出決算の状況(1)の歳入をご覧ください。

款1の分担金及び負担金20億8千641万円の構成比は、歳入全体の81.7%となっております。

また、款7の組合債3億9千760万円の構成比は、15.6%となっております。

次に、(2)の歳出、目的別をご覧ください。

款3の消防費が全体の95.2%を占めております。

続いて、歳出における経費を性質別に分類した(3)の表をご覧ください。

人件費が全体の68.7%、物件費が5.2%、公債費が4.8%、普通建設事業費が19.2%といった構成比となっております。

それでは、4ページ、5ページをお開きください。

令和6年度における歳出の特徴について、3点ご説明いたします。

1点目は人件費の増加でございます。職員の給料、手当等の総額で17億3千338万4千円を支出しており、当該年度に行われた人事院勧告による給与改定を主な理由として、前年度に比べ、1億

4千201万5千円が増加となっています。増減率は8.9%の増加でございます。

2点目は公債費で全体の4.8%にあたる1億2千11万7千円を支出しておりまして、前年度からは2千67万9千円、増減率では20.8%の増加となっております。

3点目は普通建設事業費の増加でございます。高機能消防指令センター、デジタル無線の更新費用をはじめ、消防設備や庁舎等に関する投資的な経費の合計で4億8千346万3千円を支出しており、前年度からは2億3千190万円、増減率では92.2%が増加しています。

その他、臨時、経常、財源別の分析は、6ページ、7ページに記載しているとおりでございます。

また、歳出の大部分を占めております人件費につきましては、8ページの人件費の状況に区分ごとの対前年度比較を記載しております。

それでは、歳入歳出決算の詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

別冊の決算書の8ページ、9ページをお開きください。

はじめに、歳入からご説明いたします。

款1・分担金及び負担金、項1・負担金、目1・負担金、節1・負担金20億8千641万円を収入しております。構成市ごとの内訳は、備考欄に記載のとおりとなります。

款2・使用料及び手数料のうち、項2・手数料、目1・手数料、節1・消防手数料84万8千480円は、危険物関係等の手数料でございます。内訳は、備考欄に記載のとおりです。

次に、款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・消防施設費国庫補助金、節1・消防施設費国庫補助金は、消防ポンプ自動車更新に係る緊急消防援助隊施設整備費補助金でございまして、令和6年度に納入予定でしたが、翌年度へ繰り越したもので、令和7年度に収入となっております。

次に、款4・府支出金、項1・府補助金、目1・消防費府補助金、節1・消防費府補助金773万6千円は、消防用ヘリコプターの運営費に対する補助金でございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

款5・財産収入、項2・財産運用収入、目1・財産貸付収入、節1・土地建物貸付収入28万3千800円は、自動販売機の公有財産賃貸料でございます。

次に、款6・諸収入、項2・雑入、目1・雑入、節1・雑入は2千113万5千708円となっております。その大半を占めますのは、当組合から両市危機管理部局に派遣している職員の給与負担金で、大東市から893万8千733円、四條畷市から1千9万6千596円を収入しております。

次に、款7・組合債、項1・組合債、目1・消防債、節1・消防債3億9千760万円の内訳は備考欄に記載のとおりで、それぞれの内容は上段から大東署のトイレ洋式化自動水栓工事、次に高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の更新、次に救急車の購入に充当する借り入れでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

12ページ、13ページをお開きください。

款1・議会費、款2・総務費については、組合議員、管理者、副管理者、産業医、監査委員に対する報酬が主なものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

款3・消防費、項1・消防費、目1・常備消防費につきましては、備考欄に細目ごとの細節別決算

と、委託料や負担金については項目ごとの決算額を記載していますのでご覧ください。

主な細目について特徴をご説明いたします。

細目 02 職員給与等管理費は、備考欄に職員の給料、各種手当等の内訳を記載しております。

次に、細目 10 の消防庁舎維持管理費につきましては、17 ページをお開きください。投資的な施設修繕料として、大東署トイレ洋式化及び自動水栓改修を行っております。

次に、19 ページをお開きください。

細目 12 消防設備等維持管理費の事務業務委託料では、令和 5 年度から 2 か年度にわたって整備を進めています高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備の構築委託料として、4 億 4 千 699 万 1 千 930 円を支出しております。高機能消防指令センター関連の委託料としまして、発注者支援業務委託料などがございまして、ご覧のとおりとなります。

次に、25 ページをお開きください。

細目 17 消防力等整備事業の機械器具購入費として、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材及びポンプ車更新に係る資機材の購入費をそれぞれ記載のとおり支出しております。

細目 18 各種負担金のうち、消防用ヘリコプター運営負担金として、1 千 547 万 3 千円を支出しております。

次に、29 ページをお開きください。

細目 19 一般事務費のうち、使用料及び賃借料として、高規格救急自動車リース料 138 万 2 千 700 円を支出しております。こちらは、先ほどの報告第 8 号であった、救急車の事故に伴う関連費用となります。

事項別明細書によるご説明は、以上でございます。

なお、主要な施策の成果説明書の 11 ページ以降に、細目単位で整理した主要な業務実績を記載しておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

以上が、認定第 1 号 令和 6 年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

(吉田議長) 議案質疑については、2 名から通告がありましたので、通告を受理した順により、質問を許可いたします。

なお、議案質疑は、会議規則第 47 条の規定により、同一議員につき、同一議題について 3 回以内といたします。

それでは、4 番 天野 一之議員どうぞ。

(天野議員) 天野です。よろしく申し上げます。

まず、1 点なんですけども、手数料の決算の報告において、若干、昨年から減額をしているように見えました。そこで令和 6 年の 2 月の定例会におきまして、消防法及び高圧ガス保安法における手数料についての所要の改正による大東四條畷消防組合手数料条例の一部改正がありまして、いろいろ質疑させていただきました。

今回、歳入の手数料における増減などの変化について、この改正などが影響しているのかどうか、ここについてのご説明をお願いいたします。

(横田予防課長) 議長

(吉田議長) 横田予防課長どうぞ。

(横田予防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

令和6年2月の定例会において、消防法及び高圧ガス保安法における一部の事務について手数料額を改正いたしました。令和6年度中の当該事務の実績はありませんので、手数料条例の一部改正に伴う歳入の増減はございません。以上でございます。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員

(天野議員) 確認で聞いてますけど、改正によって特に手数料が煩雑になったりとか、手数料自体が納める額が増えたというのではなくて、当初の手数料の更新の時期と今回被らなかったということで、いろいろ調べてみましたが、理解いたします。また、よろしく願いいたします。

2点目です。退職手当の内訳についてなんですけども、今回、自己都合退職ということで、定年の退職及び中途ですね、定年までいかない方の中途退職の事情及び年齢別の職員の構成の平準化というのも採用計画の実行性が保たれているか、確認いたしたいと思います。

また、令和6年度の公務災害、これもちょっと発生しているように見えるんですけども、この公務災害の特徴についてはどのような状況か、お聞きをいたします。

(堤人事課長) 議長

(吉田議長) 堤人事課長どうぞ。

(堤人事課長) 退職手当の内訳についてお答えいたします。

令和6年度は60歳以上の自己都合退職者3名と、その他の自己都合退職者1名に退職手当を支給しております。60歳以上の3名については、役職定年により、定年前再任用短時間勤務を選択したことによるものでございます。その他の自己都合退職者については、他の業種への転職によるものでございます。

このほか、退職手当の支給を伴わない他の消防本部への割愛退職がありましたので、令和6年度中の退職者数としては、合計で5名となっております。

次に、年齢別職員構成適正化の採用計画についてですが、定年年齢の段階的な引き上げによる職員の高齢化に対応するため、令和5年度から前倒しによる採用を実行しており、これによって若手人材の獲得が進んでおります。

職員の採用につきましては、計画している採用人数に加え、早期退職等があった場合にも段階的

に補充を行っており、当該計画の趣旨であります職員年齢構成の適正化に取り組んでおります。

次に、令和6年度の公務災害についてですが、まず内訳としましては、公務上の負傷が7件、通勤中の事故が2件の合計9件となっております。

いずれの職員も、治療を終えて勤務に復帰しております。

特徴としましては、現場活動中の事故が主なものとなっており、このうち2件は、大阪市北区東天満の交差点で、徐行中の救急車にタクシーが衝突した交通事故によるものでございます。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員

(天野議員) 職員の退職と補充については適正に行われているということで、ひとつ安心しておりますので、今後の推移も見守っていきたいと思います。

また、公務災害については、出勤中の事故というのもありますので、後ほど触れていきますけども、できるだけ事故のないようには、引き続き努めていただきたいということを申し上げておきます。

3つ目です。高機能の消防指令センター、救急デジタル設備導入による投資的経費、債務が生じた点が今決算の最大の特徴として受け止めております。当然、必要性は理解いたします。

今後の債務負担の平準化、そして消防庁舎整備、耐震化でありますとか、今回の水洗トイレ改修なども、当然、必要だということで行われておりますけども、この庁舎整備の必要性も併せて、過剰負担とならないための見解をまずお聞きいたします。

そして庁舎整備などの全体への影響について、どのように考えられていらっしゃいますか、見解を伺います。以上です。

(大西総務課長) 議長

(吉田議長) 大西総務課長どうぞ。

(大西総務課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

今後の財政運営についてですが、庁舎につきましては、庁舎個別施設計画、車両につきましては、車両更新整備計画を策定し、総合的な費用の平準化を図っており、加えて、それぞれの計画は、毎年、重要度や優先度を検討し、見直しを行っております。

併せて、起債の計画を反映した財政収支見通しを策定し、計画性を持った起債を行うことで、各事業に対する償還金の平準化を図っているところでございます。

これらにより、年度ごとの財政負担の急激な増加を避けつつ、消防力の基礎となる必要な消防施設の整備を図ってまいります。以上でございます。

(吉田議長) 天野 一之議員の質疑が終了いたしました。

次に、6番 岸田 敦子議員どうぞ。

(岸田議員) 四條畷市選出の日本共産党の岸田 敦子です。

消防の議会は久しぶりになります。消防に係る決算や実績を見せていただくと、火災や救急が前の年度と比べて増えていたりして、職員の皆さんは市民の安全安心に大変大きなものを果たしていただいていると改めて敬意と感謝を申し上げます。

今回の質問はそうしたことと、基本的な点での疑問、また、市民の安全安心を強化するためにはという観点で、まず6点提出しておりますので、ご答弁よろしくお願ひいたします。

まず、主要な施策の成果説明書16ページの高性能消防指令センター、消防救急デジタル無線設備等の更新によって、どのような消防力の充実が図れたか、お聞かせいただきたいと思ひます。

また、同ページ議員研修について、この中で人権研修等というのがありますが、どのような研修を行ったのか、主なものをお聞かせください。

21ページの福祉施設や公的機関の救命講習の実施についてというところで、普及啓発活動の事業所等の救命講習について、介護事業所や障がい者作業所、保育施設などの福祉施設や学校、公共施設への講習はどの程度行っているか、お答えいただきたいと思ひます。

次に、23ページの健康管理なんですけども、ワクチン接種が書いていただひてますが、インフルエンザやコロナのワクチン接種というのは行っていないのかどうか、お聞かせください。

そして、決算審査意見書の7ページの最後のまとめにあります、人員配置について、先ほども人員の問題についてありましたけども、私からもここにある適正な人員配置という文言があるんですけども、基準数値に対して、何人配置されておられるか、また、今後の配置計画というのがどうなっているのか、お聞かせください。

最後ですが、同ページの共同運用についてというのがあります。更なるスケールメリットとして、大規模な設備や特殊車両の共同運用で、可能と考えられるものがあるのかどうか、またその際、出勤の影響がどのようなことが考えられるか、お答えをお願いします。

以上、1回目の質問です。

(吉田議長) 岸田議員。2点目の質問で、議員研修と言われたけど、これ職員研修の間違ひではございませぬか。

(岸田議員) 訂正をお願いします。

(吉田議長) 訂正を許可いたします。

それでは答弁を求めたいと思ひます。

(北口大東消防署長) 議長

(吉田議長) 北口大東消防署長どうぞ。

(北口大東消防署長) 消防指令センター等の更新に係る消防力の充実について、お答えいたします。

高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線等とともに、令和7年4月1日より本格運用を開始し、その際に指令室を拡張、統制台の設置や車両動態等を確認する表示モニターを増大し、119番通報輻輳時における対応を強化しました。

また、執務室に隣接した事と調光ガラスを設置した事により、執務室から指令室内の様子が伺え、指令室への応援体制が迅速になり、大災害時の場合には幹部と指令員の情報共有が容易となりました。

消防救急デジタル無線設備においては、高出力の無線機を配備する事により、従来は不感地帯のあった山間部等において、より良好な通信環境を確保する事ができるようになり、消防力の充実を図れる結果となっております。以上でございます。

(堤人事課長) 議長

(吉田議長) 堤人事課長どうぞ。

(堤人事課長) 続きまして、人権研修及びワクチン接種並びに人員配置に関するご質問にお答えいたします。

まず、人権研修等ですが、こちらは消防本部で毎年実施している研修でございまして、職員が人権や社会に対する正しい認識を持つこと等を目的に、時には外来講師をお招きして、コンプライアンスやハラスメント等についても研修を行っております。

令和6年度では阪神淡路大地震を取材された報道関係者による講演会を行いました。報道人として、今後の対策に役立てるべき被災地の実情を伝えるということと、被災者のプライバシー保護の両立が、現代の報道における大きな課題であるという内容でございました。

次に、ワクチン接種についてですが、令和6年度、公費においては、麻しん、風しん、おたふく風邪、破傷風、B型肝炎の接種を行っております。

総務省消防庁からの通知により、救急隊の感染防止対策として示された種類のワクチン接種を行っているもので、インフルエンザや新型コロナウイルスに対するワクチン接種は行っておりません。インフルエンザワクチンについては、職員本人が接種した場合に、福利厚生の一環として職員互助会から費用の一部を助成しております。なお、コロナワクチンについては助成の対象外としております。

次に、人員配置に関してですが、当消防組合職員定数条例の特例を定める条例において、令和7年度の定数として示されている人数は195人ではありますが、現在は予定外の離職によって2人の欠員が出ている状態です。

欠員となっている人員については、年齢別職員構成適正化採用計画による前倒し採用と併せて、段階的に補充する採用を行っております。以上でございます。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) 最後に普及啓発活動及び共同運用についてお答えいたします。

まず、普及啓発活動ですが、令和6年度における介護事業所等への救命講習の実施状況は、福祉関係施設3回、保育施設4回、学校関係6回、公共施設15回の計28回となっております。

次に、共同運用についてですが、大規模な設備では消防指令センター、特殊車両では梯子車などの共同運用が考えられ、いずれも高額な整備費用を伴うため、スケールメリットを生かした財政効果が期待できます。その反面、消防指令センターでは通報場所を特定する場合の地理への不安、梯子車では配置場所などによる現場到着時間への影響が考えられます。

いずれも検討するにあたり、構成市の消防力が低下しないよう、システムや運用を工夫する必要がありますと考えております。以上でございます。

(岸田議員) 議長

(吉田議長) 岸田 敦子議員どうぞ。

(岸田議員) ご答弁ありがとうございます。

では、何点か再質問いたします。

まず、人命を救うには初期対応が重要との観点から、救命講習の普及のことを聞かせていただきましたけれども、その意味で特に必要な学校や福祉施設などに対して、更なる普及啓発というのはどのような取組みを予定されているか、また、検討されているかというのがあればお願いします。

2点目は、今もインフルエンザが猛威を振るっておりますけれども、コロナも年に何度かの流行時期があります。消防隊員がかかってしまっただけでは、シフトに影響が出るという思いで今回、質問させていただいたんですけども、ワクチンを打ってもかかる場合がありますけれども、命を守る現場だからこそ、組織として消防署で集団接種を実施して、体制に影響が出にくいよう考えるべきではないかと思いました。定数195人ということでしたので、仮に一人4千円としても、今の互助組合での負担をどうするかというのはありますが、4千円で考えると年78万ということなんです。それぐらいの費用なら公費での接種というのは、是非ご検討いただけないかと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。コロナに関しては、ワクチンも私自身もありましたので、後遺症というかありましたので、そこは希望される方ということで、とりあえずインフルエンザに関して、ご見解をお伺いしたいと思います。

また、職員定数については先ほどの答えで現在195人、実数は193人ということでした。今後の計画では、先ほどもあったように年齢別職員構成適正化採用計画ですね、これで職員数の管理を図っているということです。全国的にも消防隊員というのは増加してきているということですが、念のため、消防組合設立時の職員数が定数がいくらだったか、また、その計画による今後の見通しがどうなっているかということをお聞かせください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) まず最初に、普及啓発についてお答えいたします。

学校や福祉施設などへの普及啓発の取組みとしましては、応急手当普及員の拡充がございます。応急手当普及員とは、事業所などで当該資格を有する従業員が指導者となり、消防職員が赴くことなく他の従業員を指導できる制度で、学校関係を中心にその指導者を養成する応急手当普及員講習を実施しております。

今後は、普通救命講習受講の案内と併せまして、その普及員を更に拡充できるよう取組んでまいります。以上でございます。

(堤人事課長) 議長

(吉田議長) 堤人事課長どうぞ。

(堤人事課長) ワクチン接種及び職員数等についてお答えいたします。

まず、ワクチン接種ですが、特定の感染症ではない季節性のインフルエンザワクチンの接種については、一般的に本人の意思に基づく任意接種に位置づけられていると認識しております。ただし、救急活動に従事する場合など、職務上、感染リスクが高い状況もありますので、職員の自主的な健康管理を支えることを目的として、職員互助会による助成を行っているところでございますので、ご理解をいただければと存じます。

次に、職員数等についてですが、組合設立時の正職員の人数は189人でした。その後は退職者と同数を補充する採用を続けておりましたが、令和4年度に定年年齢の引き上げに伴う職員の高齢化に対応するため、年齢構成の適正化を目的とした採用計画を策定いたしました。

これによって、30歳までの職員層の空洞化を解消することに取組んでおります。本採用計画の期間は令和20年度までとしており、その間、退職者の有無に関わらず1年度あたり概ね2人を将来の採用枠から前倒しする形で、継続的に採用するものでございます。なお、この計画は、期間の中間にあたる令和12年度を目途に、正職員の雇用状況と再任用の希望者数等を勘案して、その後の採用人数を見直すこととしております。以上でございます。

(岸田議員) 議長

(吉田議長) 岸田 敦子議員

(岸田議員) ありがとうございます。

組合設立のときから比べて、職員数を増やして体制を強化しているということは、市民の安全安心にも寄与していると評価できると思います。消防署も世間の流れと同じで、自主退職があると先

ほどもありました。職員数を前倒しで採用していることも重要だと考えます。

そこは評価しつつ、救命講習の普及の向上を可能な範囲で拡充をしていくことと、また、インフルエンザやコロナに関しても、希望者に公的に接種機会を与え、職員の健康を守る体制の強化というのも、是非、検討をしていただきたいと思います。国に対して、そうした公的ワクチンにというようなことも含めて、是非、求めていっていただくことも要望して、更なる努力をお願いして質問は終わります。

ありがとうございました。

(吉田議長) 岸田 敦子議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

これより討論を行います。

討論ある方いらっしゃいますか。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより認定第1号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

#### 【日程第6・7・8 大東四條畷消防組合公平委員会委員の選任について】

(吉田議長) 次に、日程第6 議案第8号、日程第7 議案第9号、日程第8 議案第10号 大東四條畷消防組合公平委員会委員の選任についての3件を一括議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(逢坂管理者) 議長

(吉田議長) 逢坂管理者どうぞ。

(逢坂管理者) 議案第8号から議案第10号の大東四條畷消防組合公平委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現委員の中崎 郁子氏、高橋 英氏、高草木 千穂氏の3名につきましては、令和8年2月5日をもってその任期が満了いたしますが、再度選任いたしたく地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、ここに議会の同意を求める次第でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

(吉田議長) これより、本件に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。  
順次、お諮りいたします。

議案第 8 号の件を採決いたします。

本件の候補者は中崎 郁子氏であります。

これに同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

**【賛成者挙手】**

挙手全員であります。

よって議案第 8 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 9 号の件を採決いたします。

本件の候補者は高橋 英氏であります。

これに同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

**【賛成者挙手】**

挙手全員であります。

よって議案第 9 号は原案のとおり同意することに決しました。

最後に、議案第 10 号の件を採決いたします。

本件の候補者は高草木 千穂氏であります。

これに同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

**【賛成者挙手】**

挙手全員であります。

よって議案第 10 号は原案のとおり同意することに決しました。

### **【日程第 9 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について】**

(吉田議長) 次に、日程第 9 議案第 11 号 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。理事者に説明を求めます。

(横田予防課長) 議長

(吉田議長) 横田予防課長どうぞ。

(横田予防課長) 議案第 11 号 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 11 ページから 13 ページと、議案説明資料の 2 ページをお開きください。

本案は、本年 8 月に総務省消防庁がとりまとめた大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高める必要があるとされ、火災予防条例(例)の一部が改正されたことに伴

い、大東四條畷消防組合火災予防条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正内容としましては、管理者が気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、火災予防条例において林野火災の予防を目的とした注意報を発令し、林野火災の発生の危険性を勘案し区域を指定して、同条例で定める火の使用制限の努力義務を課すことを可能とします。更に、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発した際に、注意報と同様に火の使用制限の対象区域を指定できるように規定を新設するものでございます。

そのほか、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明確にして、消防署長が届出の対象となる期間及び区域を指定できるように規定を新設するものです。

林野火災の出火原因の多くは、たき火等の人為的な要因であることから、こうした行為への対策を講じるものでございます。

施行日は、令和8年1月1日としております。

以上が、本案の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

(吉田議長) 議案質疑につきましては、1名から通告がありましたので、質問を許可いたします。

なお、議案質疑は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

それでは、4番 天野 一之議員どうぞ。

(天野議員) 1点ほど確認をさせていただきます。

冒頭の提案理由にもありましたように、大船渡のですね、大規模の林野火災、そしてつい先日は大分県でも火災が発生して、全国各地で火災の発生の件数及び大規模化するというような、現在の気象条件にも左右しているのかなという全部の確証はないんですけども、いろいろ懸念する事項があります。

そして大東市におきましても、消防年報によると当該地域でも、令和3年からの林野火災は令和5年を除いて、毎年1、2件発生している状況かというふうに理解いたします。

今改正では近年、各地の規模の大きい林野火災に対しての予防強化という側面があるかというふうに考えておりますけども、現状及び改正後の林野火災の警報及び注意報の発令の頻度ですね、気象状況にもよると思うんですけども、頻度や発令の時の条件の変化がこの改正前より、どのような形で生じるのかについて、ご説明をいただきたいと思えます。

そしてまた、たき火など若干、山地とか農地については、たき火など行われてると思うんですけども、この届け出の件数など確実に義務付けていくと、事務的な状況変化などということが、想定されると思うんですけども、この辺の変化などについては、どのように受け止められてますでしょうか、よろしくお願ひします。

(横田予防課長) 議長

(吉田議長) 横田予防課長どうぞ。

(横田予防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、発令条件等につきまして、現行では林野に特化したものがないので、今回、新たに規定いたします林野火災に関する注意報及び警報につきましては、林野火災の予防上注意が必要となる気象条件による発令指標を設けることとしており、林野火災に関する警報を発する前段として、林野火災を予防するため注意報を的確に発令することを目的としています。したがって、発令頻度は増えることを予測しております。

次に、たき火などの届出件数の想定される変化につきましては、たき火はこれまでも火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為として、行為を行う者にあらかじめ届け出るように指導しておりますので、火災予防条例改正後も届出件数など事務的な状況の変化は少ないものと考えております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員

(天野議員) 大体理解しました。

すいませんひとつだけ、ちょっとだけ確認させてください。この注意報、警報が出た場合の発令の情報というのは、市民周知などについては、ホームページとかで周知されるとか、なにかやるとか、その辺1点だけわかりましたらお願いします。

(横田予防課長) 議長

(吉田議長) 横田予防課長どうぞ。

(横田予防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

林野火災に関する注意報、警報の住民等への周知、広報につきましては、予めホームページや広報誌、SNSなど様々な媒体を活用して制度の周知に努めるとともに、実際に発令された際には、これらに加えて対象区域内における防災行政無線や消防車両による巡回等による広報が考えられます。以上でございます。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員

(天野議員) すいません、追加で聞きまして申し訳ないです。

大規模な火災にならないように、市民側のたき火とか、たばことか含めての防火のことが一番重

要になってきますので、引き続き起こらない、そういう周知、啓発というのをよろしく願いいたします。以上です。

(吉田議長) 以上で、通告による質疑が終了いたしました。

これより討論を行います。

討論のある方ございますか。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第 11 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

#### 【日程第 10 一般質問】

(吉田議長) 次に、日程第 10 一般質問を行います。

一般質問については、4 名から通告がありましたので、通告を受理した順により、質問を許可いたします。

なお、一般質問は、会議規則第 48 条の規定により、議長において、各議員の発言時間を、理事者発言時間を除き、10 分間といたします。

それでは、4 番 天野 一之議員どうぞ。

(天野議員) よろしく申し上げます。

今日は大きく 3 つのことをお聞きします。

まずは、救急車の出動中の交通事故についてなんですけども、一定、コロナ禍に比べて救急車の搬送件数であったり、あるいは長時間待機して病院などが見つからないというような、混乱というのは一定、落ち着いたというふうには見えるんですが、消防年報を見ましても、救急件数については、著しく低下したと言えるような状況ではなく、比較的件数自体は、まだしっかりとあるというふうに認識はしております。

今日の冒頭にもありました、昨年の大阪市内での搬送出動中の交通事故をはじめ、管内出場しているときのバイクの接触事故の報告など、昨年などを含めて、こういった事故の報告がありました。これをちょっと考えてみますと、出動中の事故の頻度が多くなっているのではないかとこのように感じます。当然、救急車も一定数の出動はしている限り、当然、交通との渋滞とか含めてのこともあるんで、事故は起こらないに越したことはないんですけども、若干、起こってるのがどうも高いのではないかとこの懸念を示しております。

その中で、3つほどお聞きします。

まずは、近年の発生件数の状況はどのようになっていますでしょうか。

そして2点目は、事故発生の傾向及び予防策の対策などについての取組みはどのようになっていますでしょうか。

そして3番目、予備車両、救急車の予備車両があると思いますけども、この予備車両を含めて、今後、救急出場の件数増加及び事故があったときの対応としての増車に関する、台数を増やすという意味ですけども、増車に関する考えはいかがでしょうか。

まず、以上3点についてのお考えを求めます。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

まず1点目、過去3年間における救急車が緊急走行時に発生した事故の件数につきましては、令和5年度が1件、令和6年度が6件で今年度は発生しておりません。

次に2点目、発生しました事故の傾向といたしましては、交差点内で発生したものが3件、それ以外の道路で発生したものが4件となっており、交差点以外では狭隘な道路での接触や、車両を追い越す際の接触など、比較的低速度での接触事故となっております。

事故防止対策といたしましては、まず、機関員になる職員の運転技術や知識等を確保するための機関員認定制度を導入しており、加えて、各隊で誘導を行う職員との意思疎通や危険予知を共有するための訓練などを実施しております。

また、事故が発生した場合には、所属内において原因究明と再発防止の検討を行い、その原因等を組織全体で共有し、再発防止を図っております。

次に3点目、非常用車両、いわゆる予備車を含めた増車について、救急件数は過去5年間で毎年増加しており、その増加に伴い予備救急車が出場する件数も増加傾向にあります。したがって、今後も救急件数の増加が続くような状況である場合は、予備車を含めた救急車の増車を検討する必要があると考えており、今後、救急件数の推移と将来的な予測等に基づいた検討を行ってまいります。以上でございます。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員

(天野議員) ありがとうございます。

今年度は発生していないということで、いろいろご努力も運転のところですね、迅速な救急搬送に加えて、交通事故の防止ということで、だいぶ神経を使われると思うんですけども、本当にまず事故がないようにということと、市民としても救急車がですね、サイレンを鳴らして出ている時に

は、くれぐれもそっちを優先しているという意識のもとで、私たちも行動はしていきたいなというふうには思います。引き続き事故がないように、よろしくをお願いします。

次に、2点目なんですけども、梯子車などの特殊車両の近隣消防署との共同運用の見解について、お聞きします。

先ほどの決算の質疑の中でもありましたし、審査意見書の中にもありました。今年度、予算をはじめ、梯子車のオーバーホールというのが今年度あったと思います。製造工場の視察もさせていただきました。その中で、メンテナンスの状況や技術の必要性など非常に細かく、製造工場からの説明もありまして、かなり繊細かつ安全にできるような、本当に高度な技術と技術の蓄積があるのだというふうに本当に知る機会になりました。ありがとうございます。

今回の決算における審査意見で、この財政負担を考慮する課題としての、近隣自治体との梯子車などの共用ということがあります。構成する自治体の中でも、例えば大東市をとって例を言いますと、中長期の財政の全体としては、決して余裕のない推移があるということは大筋理解はしておるつもりなんですけども、果たして財政が大変だからということで、効率を優先させて梯子車などを本当に共用するというので、安全が維持できるのか疑問も抱きます。

そこで、この特殊車両の使用状況と今後の運用のあり方などの見解について、お伺いをいたします。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、梯子車や化学車などの特殊車両の使用状況につきまして、災害出場はあるものの、用途に応じた活動実績がないのが状況でございます。これらの特殊車両は、消防力の整備指針において一定の台数が規定され、地域の実情等を勘案して配備することになっております。

決算審査の意見書にもありました共同運用につきましては、効率化による財政的な効果がある反面、配備する場所や台数により、管轄地域の消防力が低下するおそれもあることから、その枠組みや条件などについて、将来を見据えた総合的な検討が必要であると考えております。

以上でございます。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員

(天野議員) まず、ざっくり言いますと、慎重にご検討いただきたいと思うのと、できるだけ、消防力とか地域の消防力の整備指針ですね、これに基づいて実際に出動しているということがなくても、一定、必要なことを前提として配置されているということになると思うんで、単なる財政的なことではなくて、それを使わず、起こらないことはいいことだと思うんですけども、しっかりと

整備とか使うとなった場合に使い方なども、職員の皆さんのほうで、使い方が本当に適切で使うときに使えるようにしていただくのが、第一かと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3つ目でございます。

南海トラフの地震発生時の大災害の対応などの想定について、改めて確認をいたしたいと思えます。昨年に南海のトラフ地震の発生予測が、今後30年以内に80%ということで引き上げられました。大東市の防災マップなどを見ましても、住宅の全壊が1千762棟、半壊するのが5千695棟、負傷者も463名という想定内容があります。当然、各行政の危機管理含めて、自主防災や自主的な初期消火の重要性なども示されておりますけれども、発災後に想定される、消防署としての救助や消火活動の対応の具体化、これどのように考えられてますでしょうか。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) 大規模な地震が発生しましたら、職員の自主参集により消防力を確保するとともに、地域の消防団などと連携した活動に加え、消防相互応援協定に基づく応援や全国で編成されます緊急消防援助隊の活動支援を受ける対応を行います。以上でございます。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員

(天野議員) ありがとうございます。

大規模な時には、近隣及び全国からの応援態勢ということも想定されるということなんですが、今の答弁からもありましたように、初期段階で自主参集というのが、ご説明ありましたけれども、この自主参集は大東四條畷消防組合において、どのような基準と方法で運用されているのでしょうか。ここについてのご説明をお願いします。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) 自主参集につきまして、大東、四條畷市で発生した地震の震度に応じて対象職員を定めておりまして、震度5強以上が観測された場合には勤務していない全職員が対象となります。

対象となりました職員は、自主的に安全な交通手段等を選択し、職場までの到着予定時間を指定のシステムに入力することになっており、参集時間ごとに集計した結果を基に、非常用車両等を運用するための隊編成を行います。

自主参集につきましては、これまでも実施しておりましたが、今年度から本格運用しております更新整備した指令台によりまして、システムを活用して集計できるようになり、対象職員の動向把握と迅速な災害対応体制の構築につながっております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員

(天野議員) わかりました。

この中でお話もさせてもらいましたけども、今回、予算の決算の中にもありました、指令センターのデジタル化とか投資的経費を増やしましたけども、こういった技術というのが非常に以前に比べてわかりやすくなったというふうにやりとりをしておりますけども、是非とも、迅速かつ確実にシステムや人員のマンパワーも使って対処できるような、そういったことを市民にもわかりやすく、また、説明というか周知もしていただきたいなということを要望しておきまして、質問を終わりにしたいと思います。

どうも、ありがとうございました。

(吉田議長) 以上で天野 一之議員の質問が終了いたしました。

それでは次に、8番 坂本 勇基議員どうぞ。

(坂本議員) それでは、よろしく願いいたします。

それでは通告にしたがいまして、一般質問させていただきます。

件名といたしましては、四條畷消防署の出動口における災害時の懸念です。

質問内容としては、四條畷消防署の車両出入口は水路暗渠上に設けられていると認識しております。大地震により当該暗渠天端が損傷し、緊急車両の出動に支障が生じた際の代替経路や緊急対策について、どのような対応を想定されているのか教えてください。

また、当該箇所の保全及び修復に関する管理者責任はどこにあるかも併せて、教えてください。

(木村四條畷消防署長) 議長

(吉田議長) 木村四條畷消防署長どうぞ。

(木村四條畷消防署長) ご質問にお答えさせていただきます。

四條畷消防署の西側に清滝川が流れており、坂本議員がおっしゃられるとおり、水路暗渠上に通路が設けられております。

当該消防署の車両出入口は、その1か所しかなく代替経路はない状況でございます。したがって、穴が開いた場合やひび割れが生じた場合の緊急対策につきましては、強度のある鉄板を敷く

応急対策を考えています。

具体的には、クレーン車両や敷鉄板を保有している大東市内の業者と緊急時の申し合わせをおこなっており、緊急連絡先等を共有し有事の際は現場に出向いていただく体制をとっております。

また、当該箇所の管理責任については、当消防組合が大阪府から河川法による占用許可を受けておりますので、管理責任については当消防組合が負うことになると思われま

す。以上でございます。

(坂本議員) 議長

(吉田議長) 坂本 勇基議員

(坂本議員) ご答弁のとおり、当該箇所が唯一の出入り口であります。

管理責任が消防組合にあるということは承知いたしました。

それでは、それを前提に質問いたします。

唯一の出入り口である水路暗渠の強度や耐用年数については、把握されているでしょうか。

(木村四條畷消防署長) 議長

(吉田議長) 木村四條畷消防署長

(木村四條畷消防署長) 四條畷市消防本部が昭和 49 年に建築され、その際に消防車両の出入り口と重量のある工事車両の通路として設置されたものではないかと思われま

すが、庁舎建築図面で確認したところ、暗渠の断面図のみ記載されており、図面上で計測したところ、横幅約 3,000 ミリ、高さ約 3,200 ミリ、コンクリートの厚さについては上部が約 300 ミリ、側面が約 250 ミリ、底面が約 400 ミリであることを確認しました。

その他の情報については記載書類等が残っていないため、強度と耐用年数については不明であります。以上でございます。

(坂本議員) 議長

(吉田議長) 坂本 勇基議員

(坂本議員) 不明のまま放置するのは問題だと考えます。

緊急車両の特性上、重量のある車両の往来が主となるため、耐用年数よりも疲労耐用回数の方が重要と考えます。更に、築 51 年が経過していることから、構造物の健全度調査を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

(木村四條畷消防署長) 議長

(吉田議長) 木村四條畷消防署長

(木村四條畷消防署長) 坂本議員がおっしゃられるとおり、調査の重要性を認識しているところでございます。四條畷消防庁舎については、先ほども述べましたが、昭和49年に建築され51年が経過している状況でありますので、庁舎長寿命化計画の一環として令和5年度に劣化診断を実施いたしました。

今後、個別施設計画の中で実施設計等の計画を立てていくこととなりますが、今回の暗渠の調査についても、当該計画に盛り込む検討をまいります。以上でございます。

(坂本議員) 議長

(吉田議長) 坂本 勇基議員

(坂本議員) 承知いたしました。

暗渠の健全度調査も含めて、ご対応をお願いいたします。

次に、消防車両が暗渠上を通過する頻度は、年間でどの程度あるでしょうか。

(木村四條畷消防署長) 議長

(吉田議長) 木村四條畷消防署長

(木村四條畷消防署長) 暗渠上を通過する頻度につきましては、緊急出場以外で出署した回数などの算出が困難でありますので、四條畷消防署に配置されている消防車両の令和6年中の出場件数を参考にご報告させていただきます。

救助工作車については87件、消防ポンプ自動車については361件、救急自動車については2千912件出場しております。各車両合わせると3千360件となり、往復で6千720回通過したことになります。以上でございます。

(坂本議員) 議長

(吉田議長) 坂本 勇基議員

(坂本議員) ありがとうございます。

今のご答弁から、救助工作車87件、消防ポンプ自動車361件、救急自動車2千912件の通過実績から、簡易計算で疲労劣化を概算すると、クラックの進行や中性化による鉄筋の腐食が進んでおり、築51年という経年もあって、設計強度は50から70%程度まで低下している可能性があります。

構造物健全度調査の結果にもよりますが、累積疲労を考慮すると、現状の通過頻度では残存耐用年数は、ほぼゼロに近いと考えております。応急的に通行される場合には、H鋼と鋼板による補強が必須ですが、いかがでしょうか。

(木村四條畷消防署長) 議長

(吉田議長) 木村四條畷消防署長

(木村四條畷消防署長) 坂本議員がおっしゃられるとおり、まずは現在の強度がどの程度あるのかを調査する必要があると認識しておりますので、今後計画を立てて実行に移していきたいと考えております。

補強方法については専門的な見解を要しますので、調査結果次第で業者との調整の上、対応していくこととなると思われれます。以上でございます。

(坂本議員) 議長

(吉田議長) 坂本 勇基議員

(坂本議員) 承知しました。

計算上、先ほど申し上げたとおり、残存耐用年数はほぼゼロに近いため、調査結果から必要に応じて、専門家の見解を求めて対応をお願いいたします。

当初の答弁では、災害時に暗渠が崩壊した場合、クレーン車で鉄板を敷くとされていましたが、その際の鉄板の厚さや寸法、強度や材質について具体的に教えてください。また、暗渠が全損した場合に対応可能な鉄板は存在するのでしょうか。併せてお答えください。

(木村四條畷消防署長) 議長

(吉田議長) 木村四條畷消防署長

(木村四條畷消防署長) 当該業者の情報では、鉄板の寸法は長さ 3,000 ミリ、幅 1,500 ミリ、厚さ 19 ミリです。材質については鉄製、強度については不明ですが、状況によって重ねて補強するとのこと。当該暗渠が全損した場合は先ほど申し上げた寸法から、鉄板のみでの対応は難しいことが予想されますが、その場合には特殊な工法による補修方法もあるとのこと、状況によるとのことでした。以上でございます。

(坂本議員) 議長

(吉田議長) 坂本 勇基議員

(坂本議員) 長さ 3,000 ミリ、メートルに直すと 3 メートルです。幅 1,500 ミリ、メートルで 1.5 メートル。厚さ 19 ミリ、約 2 センチの鉄板で対応するとされていますが、鉄板端部の固定方法、単純に敷くだけではなくて、鉄板端部の固定方法や鉄板上を通過する車両の最大重量、更に、鉄板で対応可能な災害規模については、具体的にどの程度の範囲を想定されているのか、教えてください。

(木村四條畷消防署長) 議長

(吉田議長) 木村四條畷消防署長

(木村四條畷消防署長) 鉄板端部の固定方法については、知識がなくお答えすることができません。

車両の最大重量は、四條畷消防署に配置されている車両の中で最も重い車両が救助工作車で、総重量約 11 トンです。

鉄板で対応できる災害規模については、クレーン業者を要請する際に、損傷程度を伝えることで、被害に応じた鉄板又は他の工法で対応していただけると聞いております。

以上でございます。

(坂本議員) 議長

(吉田議長) 坂本 勇基議員

(坂本議員) 鉄板の固定方法ということは、お答えいただくことはできませんでしたが、鉄板端部の固定方法は非常に重要です。端部の保持や固定の仕様が確立されていなければ、正確な強度計算はできません。

私がこの場で質問する内容は、一般的な構造力学の考え方に基づく技術的説明であり、これらも含めて必ず構造設計の専門技術者に確認しておいてください。

ここでは質問を進める上で、計算上、鉄板端部をゴム材の滑り止めを施した前提で、質問を進めます。計算上、厚さ 19 ミリの鉄板 1 枚では、崩落面積 4.6 平方メートルを超えた場合、11 トンの車両を通過させることはできません。11 トンの車両を通過させる場合、仮に 2 枚を並列配置して、車両重量を分散させたとしても、その鉄板厚みは 53 ミリが必要です。長さもご答弁にあった 3,000 ミリでは、全幅が崩壊した場合、鉄板のたわみやずれを考慮すると、4,000 ミリは必要です。

しかし、長さ 4,000 ミリ、4 メートルです。幅 1,500 ミリ、1.5 メートル。厚み 53 ミリ、約 5 センチを超す鉄板の重量は 2.5 トンになり、設置には重機が必要で、災害時の応急対応としては現実的ではありません。

また、先のご答弁で鉄板を重ねて補強とのことですが、材料力学の曲げ、せん断の原理に基づき溶接やボルトなどで、鉄板同士の隙間を埋めない限り、せん断力は伝達されず、厚さ 19 ミリの鉄

板を何枚重ねても1枚分の強度しか発揮できません。そのため、19ミリの鉄板を重ねる場合は、3枚を一体化して合成断面として働かせる必要があります。あるいは、鉄板間に摩擦係数の高いゴム材を挟む方法も有効です。しかし、それらの対応が困難な場合、先のご答弁でありました、特殊な工法による補修方法がなんなのかが重要になりますので、その工法について詳しく教えてください。

(木村四條畷消防署長) 議長

(吉田議長) 木村四條畷消防署長どうぞ。

(木村四條畷消防署長) 特殊な工法による補修方法については、業者から写真の提供がありましたが、背の高いジャッキの様な機具と太い角材を複数使用したもので、上部に鉄板を重ねることで強度を保つ工法だそうです。以上でございます。

(坂本議員) 議長

(吉田議長) 坂本 勇基議員

(坂本議員) 先ほど、ここに入ってくる前に写真を見せていただいて、それはオープンにできないというか、まだ皆さんに見せることができないということで、写真を見せてもらったら、暗渠天端の下に角材を敷いて、そこに突っ張りをするみたいな感じだったんですけども、それはあくまで両端を支えられてたんで、その両端をどんだけ支えたところで、やはり19ミリの鉄板というのは、ざくっと計算したら、やはり4.6平方メートルを越す面積は8センチぐらいたわんで、19ミリの鉄板ではとてもじゃないけど役に立たないかと、11トンは支えられないところだと、私の計算上ではそうなっているので、また専門家の見識をいただきながら、対策をいただきたいと思っています。

今回の問題提起や根拠を示すために、理論上の数値を用いた細かな説明で質問させていただきました。その理由は、災害時に市民を救うための緊急車両が、出入り口の道路が崩壊して出動できないという事態を避けなければならないという考えからです。

先ほども申し上げたとおり、今回の質問は一般的な構造力学の考え方に基づく技術的説明であり、今後は専門家の見識も交えた調査、対策をお願いいたします。

災害出場の際には、緊急車両が安心安全に往来できる出入り口の確保に努めていただきますよう要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

(吉田議長) 以上で、坂本 勇基議員の質問が終了いたしました。

それでは次に、6番 岸田 敦子議員どうぞ。

(岸田議員) では質問、今回は一問一答でさせていただきます。

四條畷市選出の岸田です。

り災証明書の申請の簡素化について、お伺いします。

四條畷市議会では議会基本条例に基づいて、各種団体との意見交換会を行っております。今年2月に行った民生委員児童委員協議会との意見交換の際に、火災等で災をされた住民が保険などの申請で必要となる、り災証明書を交付してもらうのに、何度も消防署に行く必要があったということをおっしゃっていました。これを1回で済ませられるよう簡素化できないか、とのご要望があったということです。

そこでまず、り災証明書の手続きについて、基本的な手順の説明をお願いします。

(木村四條畷消防署長) 議長

(吉田議長) 木村四條畷消防署長

(木村四條畷消防署長) ご質問にお答えさせていただきます。

建物火災が発生した場合の基本的なり災証明書発行の手順をご説明いたします。

建物火災が発生した際には、建物所有者や関係者等に対して、出火箇所や原因を特定するための聞き取りを行い、その後、翌日を目処に火災原因現場調査を実施いたします。

火災の規模にもよりますが、基本的には当該調査の翌日には発行できる準備をしておき、申請に来署される日程を事前にご連絡いただくことで、速やかに発行できるよう努めております。

以上でございます。

(岸田議員) 議長

(吉田議長) 岸田 敦子議員

(岸田議員) 今おっしゃっていただいたように、努力はしていただいているということですが、先に申し上げたようなご意見がありました。

そこで、消防署に行く回数が通常は何回程度なのかということも聞いておきたいと思っております。

(木村四條畷消防署長) 議長

(吉田議長) 木村四條畷消防署長

(木村四條畷消防署長) 消防署に来ていただく回数について、基本的には1回で済ませる準備をしております。しかし、当該証明書の提出先が増え、後日、追加で申請される場合は再度来署していただく必要があります。

また、り災証明申請書とは別に、り災損害申告書の提出を求めていますので、り災証明書と合わせて1回、別々で提出された場合は2回、書類に不備等があれば、それ以上に来署していただく

場合もございます。以上でございます。

(岸田議員) 議長

(吉田議長) 岸田 敦子議員

(岸田議員) ありがとうございます。

今言っていたように、いくつかの箇所に提出するという場合もあるのかもしれませんが、話しを伺った範囲では、そういったり災された住民の問題ではなくて、何か不備とかそういうのもあったのかもしれませんが、簡素化できないかというご意見だったので、より簡素化できる方法っていうのが、どのようなものがあるか、検討しておられるかというのをお聞かせいただきたいと思っております。

(木村四條畷消防署長) 議長

(吉田議長) 木村四條畷消防署長

(木村四條畷消防署長) 簡素化の取組みとしましては、今年10月1日から電子申請による申請を受け付けており、り災された方の利便性向上を図っております。以上でございます。

(岸田議員) 議長

(吉田議長) 岸田 敦子議員

(岸田議員) 今おっしゃっていたように、電子申請をはじめられたということで、この点は後で確認をしたいと思います。この電子申請、オンライン申請、他市ではどのような状況なのかということで、大阪市の北消防署に電話して伺いました。ここでは、支払いを含めてオンラインで完結できる、そういうシステムだそうです。でも、記入漏れなどの不備がありがちで、オンラインで完結できるのはごく一部だということでした。手続きとしては、り災された方に火災などの現場で書類を渡して、必要書類を持ってきてもらい、消防署で記載方法を含めて丁寧に書き方を説明して、1回来ただくだけで完結するということでした。このような対応はされているかというのはいかがでしょうか。

(木村四條畷消防署長) 議長

(吉田議長) 木村四條畷消防署長

(木村四條畷消防署長) 当消防組合の対応につきましても、り災証明申請書及びり災損害申告書

の提出については、火災現場調査が終了後にり災された方へ両書類と記入例のチラシをお渡しし、併せて口頭での説明を行っております。

申請にあたっては、事前に電話で調整した上で、来署当日に申請書等を持参又は消防署において記載いただき、即日発行するなどの対応をしております、申請負担の軽減に努めております。

以上でございます。

(岸田議員) 議長

(吉田議長) 岸田 敦子議員

(岸田議員) 今おっしゃっていただいたように、り災された方へ直接書類をお渡しして、説明もして、電話での調整もしておられるということです。それでも今回、そうした声が出たというのは、どこに問題があったのかというのを改めて調査しながら、改善を出来る点はお願いしたいと思っております。

本組合もオンライン申請を導入しているということですが、消防署に行かなくても手続きができるシステムなのかどうか伺います。

(木村四條畷消防署長) 議長

(吉田議長) 木村四條畷消防署長

(木村四條畷消防署長) 今年10月から電子申請による申請を受け付けておりますが、当該システムでは、発行する際に個人情報保護の観点から申請者の本人確認が必要となりますので、1回は来署していただく対応を取らせていただいております。以上でございます。

(岸田議員) 議長

(吉田議長) 岸田 敦子議員

(岸田議員) オンラインで完結する手続きをするためには、マイナポータルとの紐付けが必須になるのでしょうか。

(木村四條畷消防署長) 議長

(吉田議長) 木村四條畷消防署長

(木村四條畷消防署長) 国のマイナポータルに紐付いているシステムであれば、システム内で本人確認ができ、来署する必要がなくなりますが、そのシステムを導入するには、高度なセキュリテ

ィが確保された行政専用のネットワークである LGWAN 回線を導入する必要がある、2 千万円以上の整備費用が必要となることから、導入を見送った経緯がございます。以上でございます。

(岸田議員) 議長

(吉田議長) 岸田 敦子議員

(岸田議員) 最後は意見として申し上げておきますけども、今おっしゃっていただいた 2 千万円というのは、今物価高騰とか、いろいろ高騰している状況からすると、もう少し高くなっている可能性もあるかもしれません。

そのことを考えると、導入を慎重に考えるというのは理解はします。北区の状況も、消防署に来ずにオンラインのみで完結するっていうのは 1 割程度だということでした。オンラインで申請しても、9 割は記入漏れとか書類の不備などがあって、1 回は来てもらうということでした。ほとんどのケースが 1 回で済むということで、今回、四條畷で出たご意見というのは、もしかしたら稀なのかもしれませんけども、り災した方にとっては何回も行かなければならないというのは、ただでさえ大変な思いをされている中で、1 回で済むように問題点を整理していただいて、丁寧な対応をお願いして、質問を終わります。

(吉田議長) 以上で、岸田 敦子議員の質問が終了いたしました。

それでは次に、1 番 あずま 健太郎議員どうぞ。

(あずま議員) あずま 健太郎でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日はですね、質問状の最終ページにもあります、防火対象物の危険度を考慮した立入検査、7 項目にわたって順序立てて、質問させていただきたいと思います。

目的は火災の防止でございます。私もですね、消防団のほうでですね、火災予防の活動も日頃させていただいてるところでございまして、先日も秋の火災予防で広報パトロール、また、今年の年末にもですね、年末警戒でそういったパトロールもございます。そして、やはり半年、数か月に 1 回ぐらいの建物火災での出動ということもありましてですね、本当にこういった火災予防の取り組みということが、非常に大事だというふうに日頃から認識をしているところでございます。

日頃よりですね、地域の安心安全を支えてくださっている、消防職員の皆様には改めて敬意を表します。

今回の一般質問ではですね、冒頭申し上げましたとおり、防火対象物の危険度を考慮した立入検査について伺いたいと思います。これまでですね、当議会の場でも私は効果的に火災予防に取り組む方法について、繰返し意見を述べてまいりました。その過程で建物ごとに異なる火災リスクを見える化し、優先度を付けてですね、立入検査を行う仕組みの必要性を訴えてきたところでございます。

本年 4 月から新たな防火対象物管理システムが導入されて、10 月 1 日より危険度の点数化とラン

ク付けに基づく立入検査がはじまりました。これは消防行政における予防の質を高め、市民の命を守る取組みとして、大きな一歩であると感じております。

一方で、この制度がどのように運用され、どのように効果があらわれていくのか、また、事業者の皆様の周知や適法な状態を維持するための意識付けがどこまで進んでいるのか、制度を前に進める上で引き続き確認すべき点も多くあります。

本日は導入の目的、評価方法やランク付けの手順、効果の検証、そして外部への周知のあり方について、順に質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まずはじめに、消防が行う立入検査の必要性、そして、その目的について伺います。市民の安全を守る重要な取組みではありますが、改めての基本的な意義を確認させていただきたいと思っております。

(横田予防課長) 議長

(吉田議長) 横田予防課長

(横田予防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

消防の立入検査とは飲食店、病院、共同住宅、工場及び倉庫などの防火対象物に対して、防火管理体制や建物、消防用設備等が消防法令の基準に適合しているかを消防職員が現地で確認し、建物関係者に対して火災予防上適切な指導を行い、その建物を利用する方の安全を確保するものでございます。以上でございます。

(あずま議員) 議長

(吉田議長) あずま 健太郎議員

(あずま議員) 建物を利用される方の安全を確保するものだという事ですね。

次にですね、2つ目の手順ですね。全体の方法ですけども、本年10月から実施されている防火対象物の危険度を考慮した立入検査についてです。より効果的に火災予防へ取り組むために、この制度が具体的にどのような仕組みで、どのような考え方に基づいて実施されていくものなのか、お伺いいたします。

(横田予防課長) 議長

(吉田議長) 横田予防課長

(横田予防課長) ただ今のご質問にお答えします。

防火対象物のリスクを点数化して評価する仕組みでございます。本年4月に新たに導入いたしました防火対象物管理業務システムを活用して、防火対象物ごとに異なる危険度を点数化やランク付けで見える化し、立入検査の優先度を明確にして、職員による立入検査を危険度の高い建物に対し

重点的に行うもので、本年10月1日から実施しているものでございます。以上でございます。

(あずま議員) 議長

(吉田議長) あずま 健太郎議員

(あずま議員) ありがとうございます。

立入検査の優先度を明確にするということですよ。危険度の高い建物に対して、重点的に行っていくということになってきます。当然それなりのファクターがあって、優先順位というのがあったと思うんですけども、それをより明確にしていけないといけないということで、こういったことをずっと訴えさせていただきました。ランダムでもやっているんですけどいうね、意味合いになってしまったら、これは駄目だと思うんですよ。ですので立入検査、根拠、その建物が選ばれた理由、そういったものをですね、しっかりと項目を踏まえてですね、そして、優先順位を決めてきて、そして、立入検査もしてるんですよと、そういった形のプロセスが大事になってくるかというふうに思うところです。

防火対象物の危険度を評価する際にですね、どのような項目が用いられているかについてお尋ねします。危険度の算出はですね、制度の根幹となる部分でもあり、市民にとっても納得性のある説明が求められると考えております。評価項目の考え方についてお示してください。

(横田予防課長) 議長

(吉田議長) 横田予防課長

(横田予防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

防火対象物の危険度を評価する項目は防火対象物の用途、防火管理者の選任状況、消防用設備等点検報告の状況、立入検査の実施歴、延べ床面積、査察区分、収容人員、火災が発生した場合における人命の危険が高い建物などに対する特別加点などの8項目となります。以上でございます。

(あずま議員) 議長

(吉田議長) あずま 健太郎議員

(あずま議員) どれも重要な項目、8項目ですね。

それらの内容をしっかりと踏まえながら、しっかりと評価をして、そういった点数付けをしていくということですよ。

各防火対象物のランク付けの手順について、続いて確認していきたいんですけども、点数化された危険度をどのように積み上げ、どのような基準でランクを決定しているのか、運用の流れを分かり易く説明いただきたいと思います。

(横田予防課長) 議長

(吉田議長) 横田予防課長

(横田予防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

先ほどの防火管理者の選任状況や消防用設備等点検報告の状況など、8項目にそれぞれ条件を付け配点しており、配点されたリスク点数を積み重ねていく評価方法で危険度の点数を算出しております。算出された合計点数に基づき、点数が高いものから危険度が高い建物としてランク付けを行っております。以上でございます。

(あずま議員) 議長

(吉田議長) あずま 健太郎議員

(あずま議員) ちょっと重複したやりとりになるかもしれませんが、先ほどの8項目の内容ですね、しっかりとリスク点数を積み重ねていくということですね。それらを数値化した中で、点数が高いものから、危険度が高いという明確な見える化を図っていただくと、そこが根拠ですよ。立入検査の動機付けになってくるかと思えます。そういった点数が高い建物から、しっかりと優先順位を明確にしていくということですね。

これらの危険度評価に基づきですね、優先順位を明確にして立入検査を行うことにより、どのような効果が期待されるのかというのを確認していきたいと思えます。

もちろん火災予防の強化が目的でありますけれども、制度としての具体的な効果のイメージですね、そういったことですね、共有したいなというふうに思います。いかがでしょう。

(横田予防課長) 議長

(吉田議長) 横田予防課長

(横田予防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

危険度評価によるランク付けに基づく立入検査を継続することで、消防法令違反のある建物が上位に抽出され、是正が必要な防火対象物に立入検査を効率よく重点的に行うことができる仕組みが構築されるものと考えております。以上でございます。

(あずま議員) 議長

(吉田議長) あずま 健太郎議員

(あずま議員) 効率がよくできるということですね。

僕もそのとおりだというふうに思っております。

次にですね、効果の確認、6番目について質問したいと思いますけども、この制度による効果、どういった方法で検証していくのか、危険度の見える化やランク付けを行う以上ですね、その改善状況をどのような指標で捉えていくのか、これらを明確にしていく必要がありますが、いかがでしょう。

(横田予防課長) 議長

(吉田議長) 横田予防課長どうぞ。

(横田予防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

立入検査により防火管理者の未選任、消防用設備等点検の未実施や点検結果の未報告が是正されれば、リスク点数が大きく下がります。これらを効果検証の指標として注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

(あずま議員) 議長

(吉田議長) あずま 健太郎議員どうぞ。

(あずま議員) すごい数の建物があるので、全体で見たときって、なかなか見えにくいかもしれません。ただ、実際に対象としている建物をワンバイワンで見たときにですね、明らかな数値以上における効果の確認が見て取れるだろうと、このように思っていますので、しっかりとそういった一つひとつ、1件1件をですね、大切に対象物として捉えてですね、地道な普段の取組みが効果を出すのか、今回の優先順位をしっかりと付けた上で、効果が出ていくのかということも見ていてもらいたいなど、このように思います。いろんな届出が新たにどんどん出てくるわけですけども、でもそういった一つひとつの積み重ねが大事なんだよということで、お願いしたいなと思います。

最後にですね、外部パフォーマンスについて確認したいと思いますけども、この制度を事業所さんやですね、市民の皆様にもどのように周知し、消防法令の遵守と火災予防の意識向上につなげていくのか伺います。現場での説明のあり方も含め、制度の効果を最大限発揮するための外部パフォーマンスについて、ご助言をお聞かせください。

(横田予防課長) 議長

(吉田議長) 横田予防課長

(横田予防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

今後、事業所などへの周知につきましては、消防組合のホームページやSNSなどの媒体を活用

し、危険度の高い建物に優先して立入検査を実施する当該制度を周知して、消防法令違反の抑止につながるように意識啓発に努めるとともに、立入検査時には、なぜ消防の立入検査の対象となっているのか、どのような対応をすれば違反が是正され、適法な状態になるかといった点を説明して、適法な状態が維持管理されるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(あずま議員) 議長

(吉田議長) あずま 健太郎議員

(あずま議員) よろしくお願ひいたします。

これはですね、やっぱり抑止力ということに期待したいなと思うんですね。せっかく作ったこの優先順位を付ける仕組み、例えば消防設備点検が行えていない、いわゆる建物というものも存在すると、でも、立入検査をそういった点数を、その中のファクターひとつ入ってましたよね。ちゃんとしておかないと立入検査来るでというふうに思っていただけのことって、効果があると思うんです。その結果、しっかりとちゃんとやっていただくことによって、最終的には人命を救っていただけることにつながっていくということだと思います。

何度か申し上げましたが、全ての建物に立入検査をすることはできないです。ですが、こういったプロセスを市民の皆さんに理解していただきながら、そして、それが伝わったときに抑止力として、立入検査行かなかったとしても、それぞれの建物、防火管理がレベルが上がっていくことにつながっていくんだらうなというふうに思っているところでございます。

一番最初に申し上げました、私も消防団員の一員として、そういったことを切実に感じながら、活動もさせていただいているところなんですね。この話題についてはですね、1年以上にわたって取り上げてきまして、今年度の10月1日から施行したわけですけどね、今まで様々なことについて私どもの意見を聞いていただいてですね、そしてこのような形で仕組み化していただいたこと、心から感謝を申し上げます。

このような形でスタートしたからにはですね、しっかりと結果が出せていけるように、効果を確認していけるような形で、しっかりと共々に見ていきたいなと、そして、防火管理が進んでいけたらなと、このように思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

(吉田議長) 以上で、あずま 健太郎議員の質問が終了いたしました。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

以上で、本会議に付議されました議案は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(逢坂管理者) 議長

(吉田議長) 逢坂管理者どうぞ。

(逢坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和7年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を招集させていただきまして、ご提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

今議会中にいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただきまして、ますますご活躍のことをご祈念申し上げます。甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

(吉田議長) ありごとうございました。

本会議の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、令和7年大東四條畷消防組合議会第2回定例会を閉会いたします。

ご起立ください。

礼。

【閉会 15時25分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉田 裕彦

3 番議員 児玉 亮

7 番議員 大原 芳剛